

1. 研究費の不正使用について
2. 研究者倫理について
3. 利益相反について

H29. 9. 15 地方創生・研究推進課

1. 研究費の不正使用～研究者の責務とは～

	●研究費の不正使用	●研究活動における不正行為
定義	・故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 ・競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用	・研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為
主な例	【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの 【プール金（カラ出張、カラ謝金）】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの 【書類の書換え（差換え、品替え、品転）】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの	【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの 【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの 【盗用】 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの
文科省等が定めるガイドライン	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 （平成19年2月 文部科学大臣決定（平成26年2月改正））	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 （平成26年8月 文部科学大臣決定）

公的研究費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○科研費をはじめとした公的研究費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っている。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている研究費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自立的に学術研究を進めること。

これらに反した不正な受給や使用，研究遂行上の不正行為は，学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねない。
公的研究費を使用している者として，研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要。

公的研究費は税金です！
不正な使用は許されません！

2. 秋田大学における研究費に関する規程・管理体制

秋田大学の学術研究に関する行動規範

(研究費の適正使用)

6 研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用などの不正行為を為さず、また加担しない。

秋田大学研究倫理規程

(研究費の取扱規準)

第12条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金や財団・企業等からの助成金・寄付金によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用・管理に努めるとともに、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令等及び当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

これらが本学において研究費を扱う上での大原則になります。

秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する管理・監査体制，ルールについて

【責任体制】

最高管理責任者 学長・・・全体を統括。競争的資金等の運営・管理の最終責任を負う。
統括管理責任者 研究担当理事・・・最高管理責任者を補佐。競争的資金の運営・管理について
本学全体を統括する実質的な責任・権限を負う。
部局管理責任者 各部局長・・・各部局等を統括。
(コンプライアンス推進責任者)

学長のリーダーシップのもと、
適切に管理を行うための責任体制を明確にしています。

【実施方針・規程】

- 「国立大学法人秋田大学における競争的資金等に関する管理・監査の実施方針」
- 「国立大学法人秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」
※競争的資金等以外の研究費についても準用
- 「国立大学法人秋田大学内部監査規程」

上記責任体制についても
これに規定されている。
(ルール・職務権限の明確化)

これらのもとで・・・

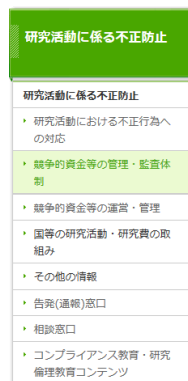
・検収マニュアル
・国立大学法人秋田大学教員発注等手続内規
・科研費執行に関するQ&A
その他，旅費，謝金に関するルール等，
各種ルールが整備され適切な管理運営が図られている。



各種ルールの詳細についてはHPをご参照ください (秋田大学HP)



秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する管理・監査体制について
<http://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/fu-kanri.html>



秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する管理・監査体制について

文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15学大臣決定)が示され、本学においても学長の責任とリーダーシップの下に、競争的資金等を適切に管理する性のある体制と取組みを行っています。

責任体制

最高管理責任者	学長
総括管理責任者	研究担当理事
コンプライアンス推進責任者	各部局長

- 管理・監査体制図

ルール・職務権限の明確化

- 国立大学法人秋田大学における競争的資金等に関する管理・監査の実施方針
- 国立大学法人秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する規程



秋田大学における競争的資金等の適切な運営・管理について

科研費の執行について

- 平成29年度科学研究助成事業の執行について(科研費の執行の留意点を示しています。)
- 科研費執行に関するQ&A (H29.4.1)

物品購入

機材マニュアル(発注・納品検収の方法)

- 教員発注ができる範囲
- 換金性の高い物品の管理
- 検収室による納品事業の確認
- 教員発注における納品検収手続き

教員発注(国立大学法人秋田大学教員発注等手続内規)

- 教員の自己予算において、1件当たり50万円未満の物品購入及び役務契約ができる。
- 発注は、記録の残る方法で行う。
- 物品購入システムにより発注及び支払い手続きを行う。
- 納品後は、速やかに検収を行う。

秋田大学における競争的資金等の適切な運営・管理について
<http://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/fu-uneai.html>

3. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)とポイント

【研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインとは？】

平成19年2月に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたもの。

主に、研究機関が組織として取り組むべき事項が定められている。

今回のセミナーもこの一環。

○コンプライアンス教育の実施の徹底

競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育を実施すること。

○誓約書の徴取

競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めること。

＜誓約書に盛り込む内容＞

- ・機関の規則等を遵守すること
- ・不正を行わないこと
- ・規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

○間接経費措置額の削減

- ・研究機関における体制整備の不備（例：誓約書が徴取できていない等）
- ・不正が発生した際の、不正事案の調査報告の遅延
（例：不正の告発を受けた者が調査に協力しないため報告書の提出が遅延した等）

→ 上記のような状況であると文部科学省、配分機関からみなされた場合・・・
年度単位で競争的資金の間接経費措置額を削減される(最大15%)おそれあり！



4. 不正に対するペナルティ (1) 研究費の返還

不正を行った場合、研究費の一部又は全部の返還が求められる。

＜参考＞研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインより

・不正に係る競争的資金の返還等

不正があった競争的資金において、配分機関は、機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取り消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を求める。

＜参考＞科研費 機関使用ルール(平成29年度)より

【不正使用又は不正受給に伴う補助金の返還等】

4-10 補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じること。

不正をはたらいた人や機関からは研究費を返してもらいます、ということ。このへんは当たり前と言って良いでしょう。

(2)不正行為を行った研究者に対する 競争的資金への応募資格の制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

※なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度事業以降(継続課題も含む)で不正行為を行った場合に適応する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の 応募制限期間
不正使用を行った 研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で、 ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2～4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年	2～4年
不正受給を行った 研究者と共謀者	5年	— (科研費は5年)
善管注意義務違反を 行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年, 下限1年, 端数切捨て)	— (科研費は2年)

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考)内閣府HP: <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

厳罰化！

(3) 研究者氏名を含む不正事案の公表

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表する、とされている。

名前がさらされるということは・・・

研究者個人の名声

双方に傷が
付くことに！

所属機関の評判

その他、大学や社会への影響の度合いによっては、大学としての懲戒の対象となる場合もあります。

5. 想定される不正使用例(1)

1) 謝金・給与に係る不正

- ・架空の出勤簿等に基づく謝金・給与の請求
- ・実態の伴わない謝金・給与の請求(カラ謝金)

【具体例】

- 実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を出勤表に記載せずに実施した研究協力業務に対する謝金に充当
- 実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金をNPO法人やサークル活動の資金に充当
- 実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、研究室の運営経費に充てるためプール

2) 物品購入費に係る不正

- ・請求とは異なる物品の納入
- ・架空の取引により経費を請求し、支払われた代金を預け金として管理
- ・補助金の目的外使用(※注:物品購入費以外の経費に係る不正も想定される。)

【具体例】

- 自己治療のために薬品を購入し、使用
- 領収書に「文献代」、「雑誌代」と内訳の分からないように記載させ、これを立替払いとして請求し、実際には、研究と関係ない中学生用参考書等を購入
- 業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、実験施設の改修工事費用に充当
- 実際は、3月末納入の研究機器を前年の10月納入されたものとして研究に使用する場合

カラ謝金とは？:実態の伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

預け金とは？:架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に金を管理させること。

5. 想定される不正使用例(2)

カラ出張とは？：実態の伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。

3) 旅費に係る不正

- ・旅費の水増し
- ・実態を伴わない旅費の請求(カラ出張)

【具体例】

- エコノミークラスの格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、大学院生等の国内学会出席等に使用
- 出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出し、不正に旅費を受領し、科研費以外の研究目的の出張に流用

4) 不正受給

- ・無資格者による経費の不正受給
- ・物品の未納状態での経費請求

【具体例】

- 応募・受給資格がない研究者が科学研究費補助金の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給など

5) 研究代表者の注意義務違反

【具体例】

- 研究者が自ら交付を受けた研究費の管理(物品の購入手続きや消耗品・備品の管理等)を研究室の部下や秘書等に全て任せており、全く状況を把握していなかった。その結果、これらの者が当該研究費を使用して勝手に物品を購入し、さらに勝手に購入した物品を転売するなどして不正に着服されていた。

6) 間接経費に関する不適切な事例

【具体例】

- 直接経費と間接経費の使用区分が明確になっておらず、直接経費と間接経費を混同した使用がなされていた。

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

（1）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

（2）研究部門に係る経費

（ウ）共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（エ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（オ）特許関連経費

（カ）研究棟の整備、維持及び運営経費

（キ）実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

（ク）研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

（ケ）設備の整備、維持及び運営経費

（コ）ネットワークの整備、維持及び運営経費

（サ）大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

（シ）大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

（ス）図書館の整備、維持及び運営経費

（セ）ほ場の整備、維持及び運営経費

など

（3）その他の関連する事業部門に係る経費

（ソ）研究成果展開事業に係る経費

（タ）広報事業に係る経費
など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

出典：「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ平成26年5月29日改正）

【例1】「パソコン」を購入する場合

直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題のデータの分析のために必要なパソコン

間接経費で支出・・・科研費の経理事務処理のために事務室に設置するパソコン

【例2】「図書」を購入する場合

直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題の研究に必要な図書

間接経費で支出・・・図書館に常備し多くの研究者等の閲覧に供する図書

6. 秋田大学における告発(通報)窓口, 相談窓口

【研究活動に関する告発(通報)窓口】

研究活動に関する不正, 研究費不正使用に関する告発(通報)窓口を以下のとおり設けております。

<受付窓口>

秋田大学研究倫理委員会
委員長 研究担当理事兼副学長

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号
TEL:018-889-3009/FAX:018-889-2928
E-mail:rinri@jimu.akita-u.ac.jp

<留意事項>

告発等の受付は, 原則顕名のものに限ります。また, その際には不正を行った研究者, 不正行為の態様, 不正とする科学的根拠等を確認させていただくとともに, 調査に当たってご協力をお願いすることがあります。なお, 調査の結果, 悪意に基づく通報であったことが判明した場合には, 通報者氏名の公表や懲戒処分, 刑事告発があり得ることを申し添えます。

【競争的資金等の取扱いに関する相談窓口】

競争的資金等に係る事務処理手続きに関し, 学内外からの相談を受ける窓口を以下のとおり設けております。

<手形地区>

経理・調達課 (主に執行に係る相談)
TEL:018-889-2229
FAX:018-889-3017
E-mail:akk-2@jimu.akita-u.ac.jp

地方創生・研究推進課 (主に申請や受入れ, 報告に係る相談)

TEL:018-889-3010
FAX:018-889-2928
E-mail:gakujutu@jimu.akita-u.ac.jp

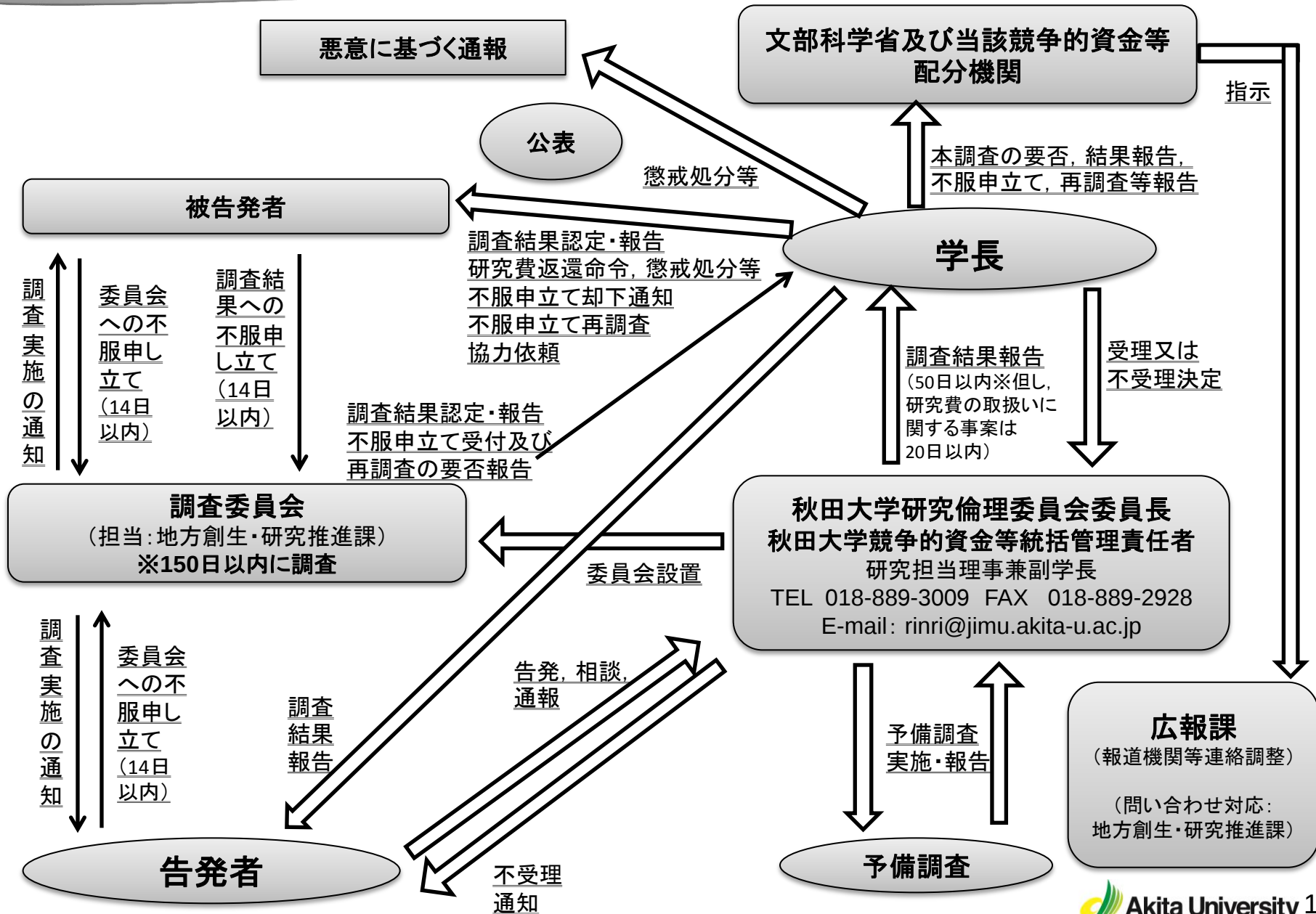
<本道地区>

医学系研究科・医学部調達課(主に執行に係る相談)
TEL:018-884-6019
FAX:018-884-6250
E-mail:youdol@hos.akita-u.ac.jp

医学系研究科・医学部総務課研究協力室(主に申請や受入れ, 報告に係る相談)

TEL:018-884-6210
FAX:018-884-9845
E-mail:soken@hos.akita-u.ac.jp

競争的資金等の不正に対する対応フロー



7. 研究者倫理について(1)

「秋田大学研究倫理規程」―抜粋―

第3条 研究者の責務

...高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

第4条 研究計画の立案・実施

...自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。

第5条 研究のための情報、データ等の収集

第6条 インフォームド・コンセント

第7条 個人情報の保護

第8条 情報・データ等の利用及び管理

...実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管や実験試料・試薬の保存等、研究活動の作法を遵守。

第9条 機器、薬品・材料等の安全管理

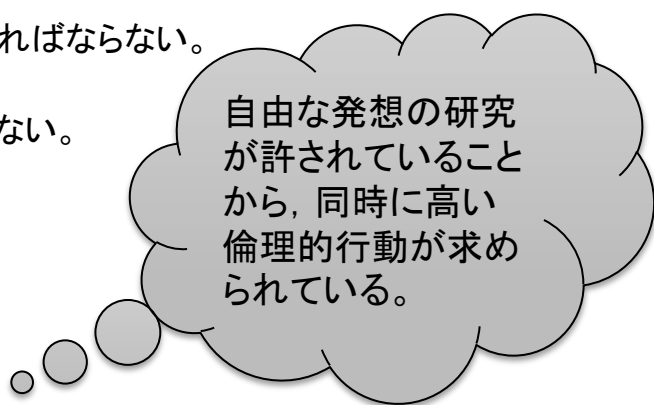
第10条 研究成果発表の基準

第11条 オーサーシップの基準

第12条 研究費の取扱基準

...捏造、改ざん、盗用その他不正な行為は、絶対にしてはならない。

第13条 他者の業績評価



自由な発想の研究
が許されていること
から、同時に高い
倫理的行動が求め
られている。

7. 研究者倫理について(2)

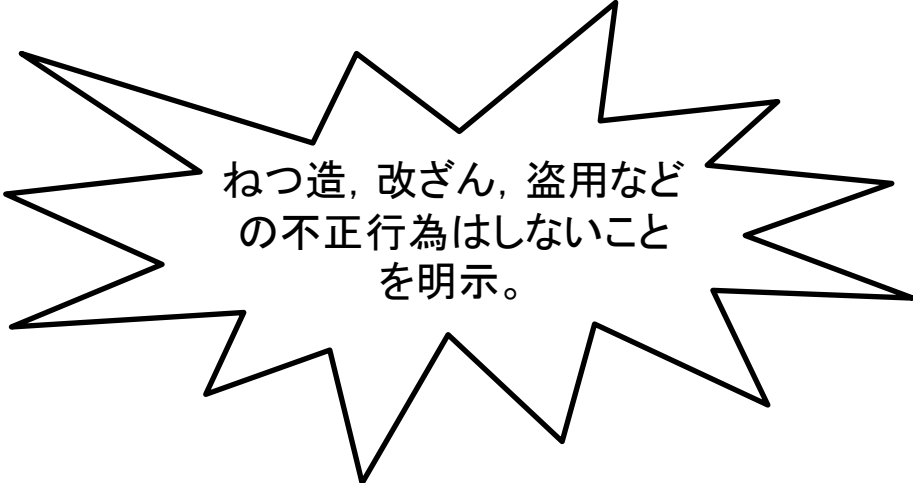
秋田大学の学術研究に関する行動規範

(本文抜粋)

本「秋田大学の学術研究に関する行動規範」は、本学に所属する研究者及び本学の研究活動に係わる全ての者が守らなければならない倫理と行動の規範を定めるものである。

(研究活動)

- 5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。



ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為はしないことを明示。

8. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定)について

【研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインとは？】

研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを受け、文部科学省が平成26年8月、これまで不正行為に関する対応が個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったことを踏まえ、研究機関が組織を挙げてこの問題に取り組むよう求めていくことを目的として策定されたもの。

【ガイドラインの概要】

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

- ・責任者の役割・責任の範囲，研究倫理教育責任者の明示等

第2節 不正行為の事前防止のための取組

- ・研究者及び学生の定期的な研究倫理教育の実施
- ・一定期間の研究データの保存・開示

第3節 特定不正行為への対応(組織の管理責任の明確化)

- ・調査手続きや方法等に関する規程等の整備
- ・文部科学省等への報告義務化

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

- ・組織としての責任体制の確保

第5節 文部科学省による調査と支援

- ・履行状況調査の実施

研究活動における不正行為

＜特定不正行為＞
ねつ造・改ざん・盗用

＜その他の不正行為＞
二重投稿，不適切なオーサー
シップ等

改正ガイドラインのポイント

1. 研究倫理教育の実施

・研究機関が責任をもって不正行為の防止に関わり、組織としての管理責任体制を確立し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を事前に防止する実効性のある取り組みを実施すること。

CITI-JAPAN(e-learning教材)の研究倫理教育教材を導入し、研究者倫理教育を定期的の実施。

→不正行為を事前に抑止する環境整備！

本学におけるコンプライアンス教育・研究倫理教育の概要は以下ホームページで案内

<http://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/fu-compliance.html>

2. 研究活動における特定不正行為への対応

・研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続きや方法等に関する規程等を整備し、公表

・特定不正行為の告発・相談・通報等の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法

研究活動上の不正に係る応募資格制限

研究の当初から不正行為を意図するなど特に悪質な場合	10年
不正行為のあった論文等の責任を負う著者で当該分野への影響や社会的影響が大きく、悪質性が高いとされるもの	5～7年
不正行為のあった論文等の責任を負う著者で当該分野への影響や社会的影響が小さく、悪質性が低いとされるもの	3～5年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった論文等の責任を負う著者で当該分野への影響や社会的影響が大きく、悪質性が高いとされるもの	2～3年

研究遂行上、特に注意しなければならないこと。

ねつ造

存在しないデータ, 研究結果等を作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い, データ, 研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗 用

他の研究者のアイディア, 分析・解析方法, データ, 研究結果, 論文又は用語を, 当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

その他

同じ研究成果の重複発表, 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為の代表例と考えられます。
※二重投稿は, 適切な引用がされていない場合, 自己盗用とみなされることがある。

特定不正行為

その他の不正行為

<特定不正行為以外の不正行為>

オーサーシップの在り方

- ①研究の企画・構想, 調査・実験の遂行に本質的な貢献, 実験・観測データの取得や解析等, 実質的な寄与
- ②論文草稿執筆, 論文の重要な箇所に対する意見表明し, 完成に寄与
- ③論文の最終版を承認, 内容を説明できる

上記全ての要件を満たす者について著者としてのオーサーシップを付与することが考えられる。

二重投稿の禁止

・二重投稿とは, 印刷物あるいは電子媒体を問わず, 既に出版された, ないしは, 他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。

科学研究における健全性の向上について回答

【日本学術会議(H27.3.6)】

- ・ ○ 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)以外の不正行為の範囲(二重投稿・オーサiershipの在り方等)
- ・ ○ 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法(研究分野の特性に応じた検討)
- ・ ○ 実験ノートなど文書や電子データ、画像などは原則、論文発表後10年とした。実験試料や標本などについては5年
- ・ ○ その他研究健全化に関する事項
- ・ ○ 研究倫理教育に関する参照基準
- ・ ○ 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル

回 答

科学研究における健全性の向上について



平成27年(2015年)3月6日

日 本 学 術 会 議

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-8.html>

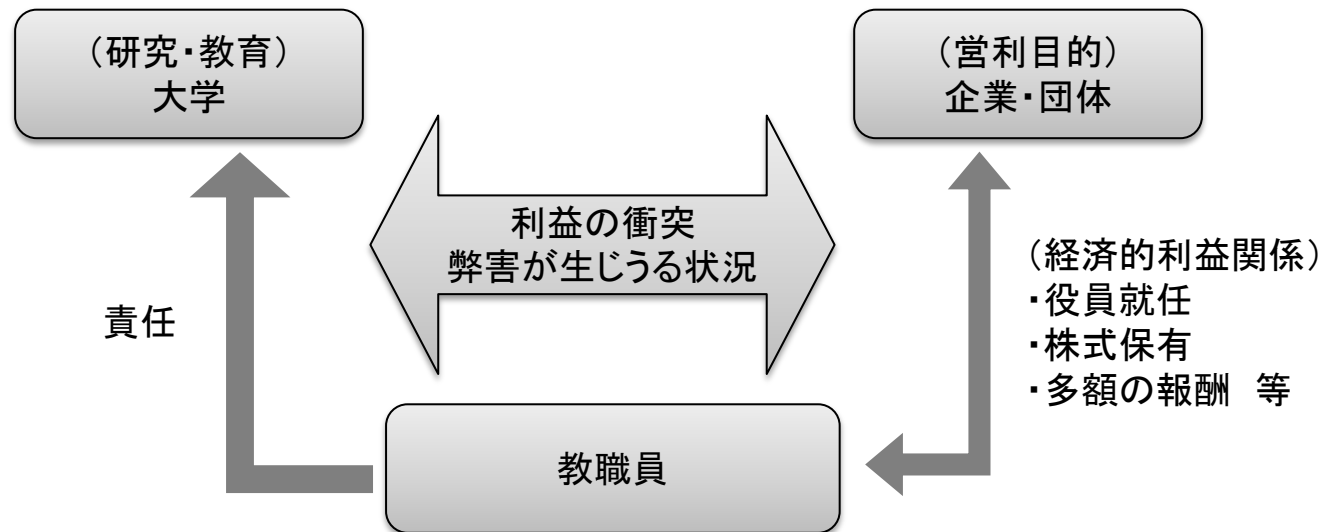
論文などの投稿時に不正行為とならないために 気をつけること。

- ☑ 自分が所属する研究機関の倫理綱領の内容を確認していますか？
- ☑ 自分が所属する学協会の倫理綱領や論文投稿規定の内容を確認していますか？
- ☑ 再現性があることの確認をして発表していますか？
- ☑ 生データ、実験で扱った試料、実験ノートの保存・管理はできていますか？
- ☑ 共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？
- ☑ 投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか？
- ☑ 二重投稿や盗用とならないように、既に発表されている著作物の表現や内容については、引用であることを示していますか？

(出典)研究者のみなさまへ ～責任ある研究活動を目指して～
平成27年5月 国立研究開発法人科学技術振興機構
<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/>



利益相反について(1)



利益相反とは？

教職員等が企業・団体との産学連携活動等(共同研究, 受託研究, 寄附金等の受入)を行う上で連携先との間に経済的な利益関係(役員就任や株式保有, あるいは多額の報酬等)が発生することは少なくありません。

しかし、真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と営利追求を目的とした活動を行う企業・団体とは、その目的・役割が異なることから、教職員等が企業・団体との関係で有する利益と、教職員等の大学における責任とが衝突する状況が生じ得ることをいいます。

☆利益相反は産学官連携活動等に伴い日常的に生じ、また、法令違反とは異なり規制する性質のものではありません。ですから、教職員等と研究関連企業等との経済的利益関係に関わる情報を大学として把握しておき、万が一、教職員等に対し社会から疑念を抱かれるような状況が生じた場合であっても、対外的に説明責任を果たし、個人の説明責任を軽減できるように、年に一度「利益相反自己申告書」を提出いただいております。

利益相反について(2)

利益相反かな？
と思ったら相談を。

【参考事例】

朝日新聞（2012年1月1日）

・内閣府原子力安全委24人に8500万円
寄附 原子力業界から

毎日新聞（2013年7月11日）

・降圧剤データ操作
京都府医大認める
ノ社元社員解析論文の結論「誤り」

☆ 大学において、利益相反から生じる最も重大な問題は、科学における利益相反であり、研究結果にバイアスがかかること。このようなバイアスのかかった科学研究の結果については、それが社会における重大な問題に直結している場合は、時には深刻な結果をもたらすことがある。

☆大学における利益相反マネジメントで重要なことは、大学の社会的信頼、尊厳、らしさを守ること。

☆利益相反マネジメントで透明性を確保するために実施される開示は研究者自身を守ること。

どう守るか。

- ☑ 利益相反マネジメントでは、結果としての行動の規制よりも予防的措置が重要
- ☑ 外部から見た場合にどう見えるか、すなわち外観を重視（予防的措置では、行為者の動機や精神状態よりも行為の外形が重視される）
- ☑ 利益相反マネジメントでは、外観で疑惑を招くおそれがある場合には、その段階で対処することが求められる。